

西東京市ゼロカーボンシティガイドライン（骨子案）

I ゼロカーボンシティガイドラインの策定目的、位置づけ

（１）ガイドライン策定の目的

昨今の気候変動を受け、世界、国、東京都の動向に歩調を合わせ、地球温暖化対策を行うことから、西東京市においても 2050 年のカーボンニュートラルを実現するためには、今後 10 年間の行動が重要であることから、現在の取組の加速化及び重点化、並びに新たな取組を行う必要があるため策定いたします。

（２）ガイドライン策定の背景

①世界の動向

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による報告
- 地球温暖化の原因が、温室効果ガスの排出増加とされた。
- パリ協定、気候変動サミットにおいて、各国は新たな削減目標を表明。

②日本の目標

- 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。
- 2030 年に 2013 年度比 46%の削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦。

③東京都の目標

- 2050 年 CO2 排出実質ゼロ
- 2030 年までに 50%削減（2000 年比）するなどを表明

④西東京市の目標

→市内の温室効果ガス削減対策

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を「西東京市第二次環境基本計画後期計画」において策定。

- ・計画期間：2019（平成 31）年度から 2023（令和 5）年度まで
- ・削減目標：2030 年度に 2013 年度比 26.0%削減

→市公共施設の温室効果ガス対策

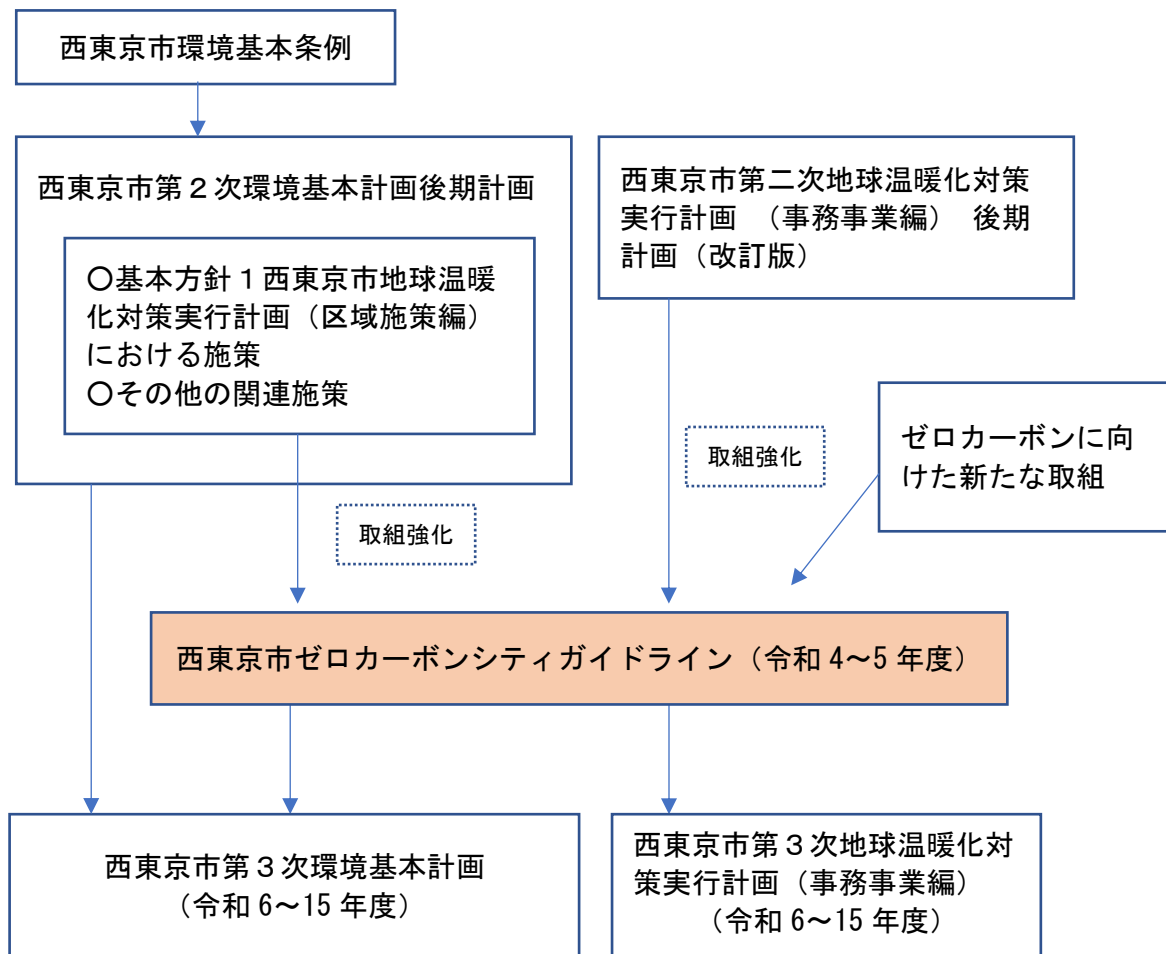
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づいた「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）後期計画（改訂版）」を策定。

- ・計画期間：2016（平成 28）年度から 2023（令和 5）年度まで
- ・削減目標：2023 年度に 2014 年度比 8 %削減

（３）ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは、「西東京市第 2 次環境基本計画後期計画：基本方針 1 西東京市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「西東京市第二次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）後期計画（改訂版）」に基づくものであり、2050 年に温室効果ガス実質ゼロを目指すために低炭素施策から脱炭素施策への転換を図ることから、各計画に係る施策をより実効的なものにする取組を示したものです。

《ガイドラインの位置づけ》



（4）ガイドラインの実施期間

ガイドラインの期間は、令和6年度から西東京市第3次環境基本計画が始まることから、令和4年度から令和5年度までとします。

Ⅱ ゼロカーボンシティガイドラインの方針

市内の脱炭素を目指すには、市職員、市民、子ども、事業者一人ひとりの温室効果ガス削減の積み重ねが必要です。そのために、全ての主体は、ゼロカーボンシティを見据え、再生可能エネルギー設備の導入、クールチョイスの実践、環境学習の取組など、低炭素から脱炭素に意識を転換し、限りある資源を有効に活用し、持続的に発展・成長する世界に貢献します。

Ⅲ 西東京市の温室効果ガス排出削減の目標

1 基準年度

2013 年度（国の基準年度と同様）

2 削減目標値

（１）市内の温室効果ガス削減量の目標

- 2050 年度までに「温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指す。
- 中間目標として 2030 年度までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度比 46%を削減する。

（２）市公共施設の温室効果ガス削減量の目標

※今後、文書を挿入。

Ⅳ 西東京市におけるゼロカーボンシティに向けた取組

1 西東京市第２次環境基本計画後期計画に応じたゼロカーボンシティに向けた新たな取組

項目	取組内容
①「電力の調達に係る環境配慮方針」の改定	【市】 ・より再生可能エネルギーを調達する「電力の調達に係る環境配慮方針」の再検討【P6】 ・受電変設備のない施設における競争入札の検討【P6】
②二酸化炭素の吸収源となる森林の活用	【市】 ・姉妹都市、友好都市との森林整備によるカーボンオフセット事業の調査研究【P6】
③庁用車の脱炭素化の促進	【市】 ・庁用車の新規導入時における、電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池自動車など次世代自動車の導入を努める。【P7】
④充電設備設置の検討	※今後文書を検討【P7】
⑤公共施設環境配慮指針の策定の検討	※今後、文書を挿入【P14】

2 西東京市第2次環境基本計画後期計画：基本方針1（温室効果ガスの削減・エネルギー消費量を進めます）の推進

基本施策1 省エネルギーの推進

【市】

施策1 省エネルギーに関する情報の発信

- 家庭でできる省エネルギーの方法等を発信します。
 - Z E H（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報の提供
 - 省エネ住宅やZ E Hに関する学習会・講演会を企画します。
- 事業所における省エネルギー活動の実施を啓発します。
 - 国・都において利用可能な補助制度の情報提供
 - Z E B（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に対する補助制度などの情報提供
 - 中小事業所向けZ E B学習会を企画します。
 - B E M S（べムス：ビル・エネルギー・マネジメント・システム）に対する情報提供
 - 省エネルギー診断の情報提供を行います。
- クールチョイス運動を普及啓発します。
 - 市民、事業者に対するクールチョイスの賛同登録の普及

施策2 省エネルギーに関する取組の促進

- 公共施設の新設、改修時において、省エネルギー機器の導入を進めます。
 - 引き続いた市公共施設における環境配慮型の設備機器等の積極的な導入
- 公共施設におけるエネルギー使用量の見える化を検討します。
 - 地方公共団体実行計画策定・管理棟支援システム（LAPSS）による施設のエネルギー使用量、温室効果ガス排出量の確認による適切な運用
- 家庭等のLED照明の導入・整備を促進し、温室効果ガス排出削減に努めます。
- 家庭等の省エネルギー機器の設置を支援します。
 - 省エネルギー機器の技術、製品の情報提供
 - 国・東京都の補助制度等の情報提供
 - 市民ニーズを把握した市の助成制度の再構築
 - 省エネルギー診断の普及促進

【市民】

■省エネルギーに関する取組を進めるために

- 家庭でできる省エネルギーの取組を進めます。
 - 日常でできる温室効果ガス削減の取組（クールチョイス）
 - 住宅改修時における高効率空調やLED照明などの省エネルギー設備の導入
- 電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を検討します。

- 電化製品の買い替え時における省エネルギー性能が高い製品の選択
- 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により住宅の省エネルギー化を検討します。
- 住宅の新築や建て替えの際には、「ZEH(ゼッチ:ネット・ゼロ・エネルギーハウス)」や「スマートハウス」を検討します。
- 住宅の新築、建て替えの際は、環境学習講座に参加するなど環境情報の収集
- エネルギー収支ゼロを目指した住宅(ZEH)、スマートハウスの検討

【事業者】

■省エネルギーに関する取組を進めるために

- 事業者としてできる省エネルギーの取組を進めます。
 - エネルギー使用量を監視・制御し、効率的に建物を運用するシステム(BEMS(ビル・エネルギー管理システム))の検討
- 省エネルギー診断の検討や設備更新の際に省エネルギー機器の選択を検討します。
 - 建物の省エネルギー診断の実施と活用
- 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により事業所の省エネルギー化を検討します。
 - 大規模改修における高効率な空調設備、LED照明、遮熱塗料の使用などの省エネルギーの推進
- 事業所の新築や建て替えの際には、「ZEB(ゼブ:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」を検討します。
 - 大規模改修における高効率な空調設備、LED照明、遮熱塗料の使用などの省エネルギーの推進
 - エネルギー収支ゼロを目指した建物であるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の導入の検討

基本施策2 再生可能エネルギーの導入推進

【市】

施策① 再生可能エネルギーに関する情報の発信

- 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果等に関する情報を提供します。
 - 再生可能エネルギー機器導入補助制度や再生可能エネルギー由来の電力調達の情報の提供
 - 国・都において利用可能な補助制度の提供
- 再生可能エネルギー由来の二酸化炭素排出係数が低い電力の活用・情報発信を行います。
 - 再生可能エネルギー機器導入補助制度や再生可能エネルギー由来の電力調達の情報の提供

施策② 再生可能エネルギーに関する取組の促進

○公共施設における太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入等を進めます。

→既存公共施設の改修時、新設における再生可能エネルギー設備の導入

●「電力の調達に係る環境配慮方針」の改定

【市民】

■再生可能エネルギーに関する取組の促進

○太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。

→太陽光や太陽熱を利用した再生可能エネルギー機器の導入

○二酸化炭素係数が低い電力への切り替えを検討します。

→再生可能エネルギー比率の高い電力を販売している事業者の選択

【事業者】

■再生可能エネルギーに関する取組の促進

○太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。

→太陽光や太陽熱を利用した再生可能エネルギー機器の導入

○二酸化炭素係数が低い電力への切り替えを検討します。

→再生可能エネルギー比率の高い電力を販売している事業者の選択

基本施策3 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

【市】

施策① 地域での取組の推進

○太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅等の普及啓発を図ります。

○市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減を図ります。

→市内産農産物の活用による地産地消の取組の推進

→市民、事業者に市内産農産物や国内産農産物の選択・利用の普及啓発

○近隣自治体等と連携した地球温暖化対策の推進

●姉妹都市、友好都市との森林整備によるカーボンオフセット事業の調査研究

施策② エネルギーの見える化の推進

○エネルギーや二酸化炭素排出量の見える化を検討します。

→環境家計簿やBEMS、HEMSなどの情報提供を行い、エネルギー消費の見える化を推進します。

施策③ 公共交通利用の促進

○公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動手段を自動車から公共交通機関や自転車へ転換することを促進します。

→移動時におけるバス、電車などの公共交通機関や自転車の利用

施策④ 次世代自動車の普及促進

○東京都と連携し、次世代自動車であるゼロエミッション・ビークルの普及促進

→市ホームページを通じた次世代自動車の効果や各種補助金制度の情報提供

●庁用車の新規導入時における、電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池自動車など次世代自動車の導入を努める。

●充電設備設置の検討

【市民】

■日常生活からの温室効果ガスの排出抑制

○太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を検討します。

○ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。

→4 R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の取組の推進

○市内の農産物や国内産農産物の選択・利用します。

→市内産農産物や国内産農産物を利用し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減

○エネルギー使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

→BEMSの導入を検討するなど、エネルギー使用の「見える化」を図り、省エネルギーの推進をします。

■自動車からの温室効果ガスを抑制するために

○自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。

→移動時におけるバス、電車などの公共交通機関や自転車の利用

○カーシェアリング等の利用を心がけます。

→エコドライブによる運転、自動車利用の抑制に向けた意識改善も含めたカーシェアリングの活用

○自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。

→自動車の新規購入時に、電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池自動車などの次世代自動車の購入検討

【事業者】

■事業活動からの温室効果ガスの排出抑制

○太陽光発電や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を検討します。

○ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。

→4 R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の取組の推進

○市内の農産物や国内産農産物の選択・利用します。

→市内産農産物や国内産農産物を利用し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減

○エネルギー使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

■自動車からの温室効果ガスを抑制するために

- 自動車に利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
 - 移動時におけるバス、電車などの公共交通機関や自転車の利用
- カーシェアリング等の利用を心がけます。
 - エコドライブによる運転、自動車利用の抑制に向けた意識改善も含めたカーシェアリングの活用
- 自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。
 - 自動車の新規購入時に、電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池自動車などの次世代自動車の購入検討

基本施策4 地域のみどりの保全・創出

【市】

施策① 地域のみどりの保全・創出

- 二酸化炭素の吸収源となる樹林地・樹木、農地等のみどりを保全します。
 - 生産緑地、住宅敷地内・屋敷林、工場や事業所内、神社仏閣内などの民間敷地内の緑の充実
 - 既存公園の保全及び新規の公園整備
- 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。

【市民】

■二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
 - 生産緑地、住宅敷地内・屋敷林、工場や事業所内、神社仏閣内などの民間敷地内の緑の充実
- 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。
 - 生産緑地、住宅敷地内・屋敷林、工場や事業所内、神社仏閣内などの民間敷地内の緑の充実

【事業者】

■二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
 - 生産緑地、住宅敷地内・屋敷林、工場や事業所内、神社仏閣内などの民間敷地内の緑の充実
- 開発を行う際は、樹林地・樹木、農地等の市内のみどりの保全に配慮します。
- 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。
 - 生産緑地、住宅敷地内・屋敷林、工場や事業所内、神社仏閣内などの民間敷地内の緑の充実

基本施策5 地球温暖化への適応

【市】

施策① 地球温暖化への適応

- 異常気象に適応するため、雨水幹線の整備等を進めます。
- 省エネルギーの取組や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策を促進します。
- 公共施設での屋上・壁面の緑化等に努めます。
→公共施設の緑化の充実

【市民】

■地球温暖化に適応するため

- 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- 防災に関する情報を収集し、活用します。
- 雨水を活用した打ち水や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策に取り組みます。
- 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。
→生産緑地、住宅敷地内・屋敷林、工場や事業所内、神社仏閣内などの民間敷地内の緑の充実

【事業者】

■地球温暖化に適応するために

- 浸水被害を最小限にとどめる家づくり等の技術を開発・研究します。
- 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- 防災に関する情報を収集し、従業員に周知します。
- 関連する法律や条例等を守り、地球温暖化対策に努めます。
- 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。
→生産緑地、住宅敷地内・屋敷林、工場や事業所内、神社仏閣内などの民間敷地内の緑の充実

3 西東京市第2次環境基本計画（後期計画）：基本方針3（ごみの削減、資源の有効利用を進めます）の推進

基本施策1 ごみの減量化

【市】

施策① ごみ減量の取組の推進

- 家庭から排出されるごみの減量のための取組を周知します。
→4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の取組の推進
- ごみ排出量、処理費、市民意識等の変化を分析、検証します。

施策② 市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進

- 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化等についての指導を行うとともに、処理手数料の見直しについて、柳泉園組合と清瀬市、東久留米市と連携して検討します。

○製造・流通・消費の各段階における、食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）の削減に、市民・事業者・市が協働して取り組みます。

→生ごみの減量と循環型社会の促進を図る「フードドライブ」の推進

○市民・事業者・市の協働による廃棄物減量のための取組を拡充します。

→市民・事業者・市の協働による廃棄物減量の取組の拡充

【市民】

■ごみ減量を進めるために

- 必要なものを必要な分だけ購入します。
- エコバックの持参を心がけます。
- 家具類の買い替えの際はリユース品の購入を検討します。
- ごみの減量を考えた暮らし方を心がけます。
- 食品ロスの削減に取り組みます。

【事業者】

■ごみ減量を進めるために

- 過剰包装の廃止、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法の実践を図ります。
- 消費者に対してごみ減量を促す取組を検討します。
- 長く使える商品の製造、販売に努めます。
- 家電製品等の耐久消費材の修理サービス等を検討します。
- 製造・販売段階における食品ロスの削減に取り組みます。

基本施策２ 再使用、再資源化の推進

【市】

施策① 再使用の推進

- 不用品の交換やフリーマーケットの取組等を推進します。
- マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。
- イベント等におけるリユース食器の利用を普及啓発します。

施策② 再資源化の推進

- 市民団体や自治会、集合住宅等による資源物の集団回収活動を継続して実施します。
 - 市民団体や自治会、集合住宅等による資源物の集団回収活動の継続実施
- 焼却灰のエコセメント化事業を推進します。
 - 焼却灰のエコセメント化事業の推進
- 分別品目等の検討を行います。
- 使用済小型電子機器等の再資源化を進めます。
 - 使用済み小型電子機器等の再資源化

【市民】

■製品の再利用を進めるために

- リサイクルショップの活用やフリーマーケットへの出品等を検討します。

○中古品やリサイクル製品の利用等により製品の再利用を心がけます。

■資源化を進めるために

○ごみの分別に努めます。

○市民団体や自治会、集合住宅単位等での資源物回収に協力します。

→市民団体や自治会、集合住宅等による資源物の集団回収活動の継続実施

○資源化が可能な製品の購入等に努めます。

【事業者】

■資源化を進めるために

○ごみの分別に努めます。

○廃棄物は可能な限り再資源化を進めます。

○グリーン購入に協力します。

基本施策3 効率的なごみ処理、広域処理の推進

【市】

施策① 効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信

○ごみ排出ルール of 徹底に向けて、市民への啓発を行います。

○ごみの発生抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討します。

○ごみ減量の重要性や減量のための方法等に関する講演会を行います。

○ごみ減量に関する事業者の意識啓発に取り組みます。

施策② 効率的なごみ収集の推進

○収集・運搬車両の台数の見直しや車両の新規導入時の低公害車の利用等を推進します。

施策③ 広域処理の推進

○広域的に実施する取組を関係機関等と協力して進めます。

→近隣市との広域的な協力体制の強化

【市民】

■効率的なごみ処理のために

○ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。

○ごみの分別・排出は、市のルールにより適切に行います。

○生ごみ堆肥化機器の設置等により生ごみや剪定枝等の減量化に配慮します。

【事業者】

■効率的なごみ処理のために

○ごみの分別・排出・処理を適切に行います。

○産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。

○生ごみや剪定枝等の堆肥化処理等の環境に配慮した取組を進めます。

4 西東京市第2次環境基本計画（後期計画）：基本方針5（持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます）の推進

基本施策1 環境情報の発信・共有

【市】

施策① 環境情報の発信

- 市を取り巻く環境の状況や森林環境贈与税の用途を公表します。
 - 森林環境譲与税による市公共施設整備時の国産木材の活用の推進
- 国や東京都の支援等の情報を提供します。
- 環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。
 - 様々な環境学習講座、イベントの実施
 - みどりに関するイベントなどの企画・開催
- 環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。
 - 様々な媒体を通じた地球温暖化対策の情報発信

施策2 環境情報の共有

- 市民からの情報を受信し双方向の情報共有を目指します。
- 地域の環境教育・環境学習、環境保全活動の事例を公表します。
- 環境情報の集約や市民活動の拠点づくりに努めます。

【市民】

■環境に関する情報を活用するために

- 環境の状況に関心を持ちます。
- 環境情報を収集します。
 - 地球温暖化対策の助成制度や支援制度の情報入手及び活用
- 環境に関するイベントや学習の場に参加します。
 - 環境学習講座、イベントを通じた地球温暖化問題の意識の向上
- 環境保全活動を発表し、活動の拡大を目指します。

【事業者】

■環境に関する情報を活用するために

- 環境イベントや環境学習に協力します。
- 事業の環境情報や環境保全活動を公表します。
- 他業者や市民と環境情報を共有します。

基本施策2 環境学習の推進

【市】

施策① 子どもたちに対する環境教育・環境学習の充実

- 環境教育・環境学習の内容や教材の充実を図ります。
- 教育機関との連携を図りながら、学校教育における環境に関する取組を充実します。

→学校授業における環境学習の充実

○持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会を設け、子どもたちの意識啓発に努めます。

→就学時前の子どもたちへのアプローチ

→その他子ども向け環境学習事業の積極的な取り組み

施策② 市民に対する環境教育・環境学習の充実

○環境にやさしい行動の実践を促す環境教育・環境学習の機会の創出に努めます。

→様々な環境学習講座、イベントの実施

○環境教育・環境学習の内容の充実に努めます。

→様々な環境学習講座、イベントの実施

○持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について、学ぶ機会を設け、市民の意識啓発に努めます。

→環境学習講座、イベントを通じた地球温暖化問題の意識の向上

施策③ 事業者に対する環境教育・環境学習の充実

○環境保全に役立つ情報を提供します。

→様々な媒体を通じた地球温暖化対策の情報発信

○持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について、情報提供し、事業者の啓発に努めます。

【市民】

■環境保全に関する知識を得るために

○身近な環境に興味を持ち、できることから環境保全活動に取り組みます。

○環境に関する市民講座やイベント等に参加します。

→環境学習講座、イベントを通じた地球温暖化問題の意識の向上

○身近な自然環境を環境教育・環境学習の場として活用します。

○持続可能な開発の実現について学び、実現に向けて取り組みます。

【事業者】

■環境保全に関する知識を得るために

○環境保全の取組を環境教育・環境学習の場で伝えます。

○従業員に対する環境教育を実施します。

○持続可能な開発の実現に向けて、事業活動を通じて取り組みます。

5 西東京市第二次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

取組方針 1 環境配慮型の設備機器導入等の積極的な推進

○環境配慮型の設備機器等を積極的に導入し、これまで以上に効果的・効率的に省エネを推進

- 引き続き市公共施設における環境配慮型の設備機器等の積極的な導入
- 環境関連の法改正や、最新の設備機器等の情報などを庁内で共有化
- 公共施設環境配慮指針の策定の検討

取組方針 2 環境マネジメントの強化による設備機器の運用改善の推進

- 施設管理者による設備機器の運転制御や運用改善等を積極的に実施
 - 施設管理者による、毎月のエネルギー使用量や経年変化の確認
- 施設利用者、事業者との協働による省エネの取組み
- 省エネ機器導入施設を重点においた内部環境監査の実施とその共有化
 - 西東京市環境マネジメントシステムにおいて、省エネ機器導入施設を重点においた内部環境監査の実施

取組方針 3 日常業務に関する取組の継続（COOL CHOICE の推進）

- 職員一人ひとりが行ってきた環境配慮行動を COOL CHOICE と位置づけ、SDGs との関連性を示すことで、職員の環境意識を高める。
 - 職員によるエネルギー消費を意識した行動の徹底
 - 市民、事業者の行動を率先するため、庁内の全ての部署における環境マネジメントシステムに基いた脱炭素の取組
 - 職員研修等による環境問題の最新情報の提供
- 食品ロスや、プラスチックごみの削減への取組

取組方針 4 補助・助成金事業等の積極的な導入

- 電力の小売自由化が始まった中で、今後も特定規模電気事業者（PPS）への電力の切り替え等の効果を見極めつつ、効率的な運用により、今まで以上に高い成果を上げることを目指す。
- 環境配慮型設備機器の導入や設備機器の運転改善等の補助・助成等の情報収集及び情報提供
- ESCO1、PFI、リース方式による初期投資負担の軽減対策の検討